（前のページより続き）

〔国会事項〕 一〇
〔人事異動〕
内閣府 一〇
〔叙位・叙勲〕 一〇
〔皇室事項〕 一二
〔官庁報告〕
官庁事項
普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（防衛省） 一二
嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告（同） 一三
中国地方整備局公示（中国地方整備局） 一三
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一） 一三
〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係 一三
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、再生関係 一四
会社その他 二九

本号で公布された法令のあらまし

◇中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第六〇号）（経済産業省）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（政令第六一号）（経済産業省）

一　小規模企業共済法施行令の一部改正関係

共済金を分割払の方法により支給する場合に共済金の額に乗ずる分割支給率は、分割支給期間が一〇年の場合は一、〇〇〇分の一二に、一五年の場合は一、〇〇〇分の一七・五に、それぞれ経済産業大臣の定める率を加えて得た率とすることとした。（第三条関係）

二　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係

小規模企業共済制度に基づく資金の貸付けの対象となる中小企業団体は、企業組合、協業組合及び農事組合法人とすることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二七年法律第六一号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六二号）（内閣府本府）

1　平成二七年六月二日から七月二六日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に奈良県吉野郡黒滝村等の区域を追加することとした。

2　平成二七年九月七日から同月一一日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に宮城県伊具郡丸森町等の区域を追加することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第六三号）（内閣府本府）

1　平成二七年等に発生した地滑り、風浪、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。